



県章

山形県公報

令和8年7月7日（火）

第718号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（DX推進課）…674
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（こども子育て政策課）…同
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…675
- 山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則……………（下水道課）…同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財政課）…676
- 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程……………（こども子育て政策課）…同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…677
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（県土整備企画課）…同
- 歳入の徴収の事務の委託……………（置賜総合支庁建設総務課）…678
- 指定港湾施設の開館時間及び休館日……………（港湾課）…同
- 指定港湾施設の休館日……………（同）…679
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………680

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………681
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

そ の 他

○令和8年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…同

正 誤

規 則

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号**山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則（平成27年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第1号中「第3条第5号」を「第2条第4号」に改め、同項第2号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高等学校等に在学する生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する者を除く。）に係る第2条第6項第1号の規定の適用については、同号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第2条第4号」とあるのは「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第88号）による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第3条第5号」と、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項」とあるのは「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

- 2 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（条例第45条第10項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第3項、第10項及び第11項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「この項」を「この項及び附則第13項」に、「限って」を「限り」に、「による」を「（第30条第2項又は附則第10項若しくは第11項の規定により保育士とみなされる者及び同条第2項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による」に改める。

附則第9項中「第30条」を「第30条第1項」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に、「同条本文」を「同項本文」に改める。

附則第10項及び第11項中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

附則第12項中「附則第3項」を「第30条第2項、附則第3項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 13 第30条第2項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第2項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改め、同条第3項第2号中「養護教諭」を「主務養護教諭、養護教諭」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この項並びに附則第8項から第11項まで、第13項及び第14項において「職員」という。）については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第14条の表中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第8項中「同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「」及び「」という。）」を削る。

附則第9項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

附則第13項中「附則第9項」を「第4条第3項及び附則第9項」に、「職員を」を「職員を特定理学療法士等、」に、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 14 第4条第3項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって職員（同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

山形県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山形県流域下水道事業財務規則（令和2年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第39条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

告 示

山形県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和8年6月16日招集した山形県議会定例会は、同年7月3日閉会した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第524号

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 条例別表第2項第1号から第3号までの規定により保育士でなければならない者は、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

附則第7項の表中

附則第3項	条例別表第2項第1号及び第3号の規定により保育士でなければならない者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
-------	------------------------------------	-------------------------------

を

第4条第3項	条例別表第2項第1号の規定により保育士でなければならない者	特定理学療法士等
附則第3項	条例別表第2項第1号及び第3号の規定により保育士でなければならない者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者

に改

める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第4条第3項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第525号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
特定非営利活動法人置賜自然と 共育の村 米沢市舘山六丁目1番34号	放課後等デイサービス ばおばぶ 米沢市本町一丁目5番37号	放課後等デイサー ビス	令和 8. 6. 30

山形県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定 員	指定年月日
合同会社りぶあつぷ 米沢市大字南原石垣町2805	森のアトリエ 米沢市大字南原石垣町2805	生 活 介 護	6 名	令和 8. 7. 1

山形県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
特定非営利活動法人メメ・コモ ンズ 米沢市東三丁目6番34号	指定短期入所事業所メゾン・ド・メ メ 米沢市東三丁目6番34号	短 期 入 所	令和 8. 7. 1

山形県告示第528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市坂野辺新田及び十里塚地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年11月1日から令和8年6月12日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第529号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収の事務を委託した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日

東北警備保障株式会社

米沢市アルカディア一丁目808番地の17

令和8年2月27日

2 委託業務の名称

米沢ヘリポートの着陸料及び停留料の徴収事務

3 委託した徴収の事務に係る歳入

米沢ヘリポートの着陸料及び停留料

4 委託契約の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第530号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

区 分		開館時間
酒田北港緑地展望台	4月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日まで	午前11時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、日の入りまで開館時間を延長する。
	6月1日から8月31日まで	正午から午後7時まで。ただし、休日は、日の入りまで開館時間を延長する。
	10月1日から12月20日まで及び3月1日から同月31日まで	午前10時から午後5時まで。ただし、休日は、日の入りまで開館時間を延長する。

2 休館日

区 分	休 館 日
山形県酒田海洋センター	1 5月19日から同月21日までの日、8月10日から同月16日までの日、12月29日及び同月30日を除く期間の水曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
	2 1月1日及び12月31日

3 適用期間

令和8年5月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第531号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の休館日を次のとおり承認した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉村美栄子

1 休館日

区 分	休 館 日
東ふ頭交流施設	1 5月19日から同月21日までの日、8月10日から同月16日までの日、12月29日及び同月30日を除く期間の水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 1月1日及び12月31日

2 適用期間

令和8年5月1日から令和24年3月31日まで

山形県告示第532号

次の開発行為は、完了した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉村美栄子

1 許可番号

令和7年12月24日 指令置総建第54号

2 開発区域に含まれる地域の名称

長井市成田字本宿1569番2、1569番11、1569番16、1569番22、1569番23、1569番24、1600番の一部、1601番、1601番1、1601番3、1601番4、1601番6、1601番12、1601番17、1601番19、1602番

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

長井市栄町1番1号 長井市長 内谷 重治

山形県告示第533号

次の開発行為は、完了した。

令和8年7月7日

山形県知事 吉村美栄子

1 許可番号

令和6年9月11日 指令置総建第46号

2 開発区域に含まれる地域の名称

第一工区

長井市今泉字中谷地2469番の一部、2470番、2471番1、2472番1、2472番3、2473番1、2474番、2475番、2476番、2477番、2478番、2479番、2480番、2481番、2482番、2483番、2484番、2485番、2486番、2487番、2488番、2489番、2490番、2491番、2492番の一部、2493番の一部、2494番、2495番、2496番、2497番、2498番、2499番、2500番、2501番、2502番、2503番、2504番、2506番1の一部、2507番の一部、2508番の一部、2509番の一部、2521番の一部、字前谷地2704番の一部、歌丸字水木3877番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

長井市栄町1番1号 長井市長 内谷 重治

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年7月7日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則５－２（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第11条第１項第１号中「庄内総合支庁水産振興課」を「水産技術振興センター」に改め、同項第２号中「水産研究所又は庄内総合支庁水産振興課」を「水産技術振興センター」に改める。

第11条の２第１項中「水産研究所若しくは庄内総合支庁水産振興課」を「水産技術振興センター」に改め、同条第２項第１号中「水産研究所又は庄内総合支庁水産振興課」を「水産技術振興センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月7日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年２月県電気事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第５条の２の３第２項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第５条の２の３第２項の規定は、令和8年４月１日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の規程の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

山形県企業管理規程第12号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月7日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年４月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第59号中「第243条の２の８第１項」を「第243条の２の９第１項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月7日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第67号中「第243条の2第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月7日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第18条の3第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の規程の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和8年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和8年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理 事 長 望 月 達 史

- 試験の日時
令和8年11月8日（日）午後1時から午後4時まで
- 試験の場所
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎
- 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
---------------------------	--

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 試験案内の掲載及び配布

(1) 試験案内は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に掲載する。

(2) 試験案内及び受験願書の配布を希望する者には、次により配布する。

イ 窓口での配布

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県みらい企画創造部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで（同月11日（火）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで（同月11日（火）から同月14日（金）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

ロ 郵送による請求

(イ) 請求期間 令和8年7月6日（月）から同年8月7日（金）まで（同日まで必着とする。）

(ロ) 請求方法 返信用封筒（角形2号の封筒に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、180円分の郵便切手を貼付したもの。）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

(ハ) 配 布 (イ)の期間内に(ロ)の請求方法により請求があったものについて、令和8年7月21日（火）から郵送により配布する。

5 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和8年7月21日（火）午前9時から同年8月24日（月）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

- (2) 郵送による受験申込み
- イ 受付期間 令和8年7月21日（火）から同年8月17日（月）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）
- ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）
- ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書を貼付したもの。）
- (3) 受験手数料
- 10,400円（払込方法については、試験案内を確認すること。）
- (4) 連絡先（問合せ先）
- 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、令和8年7月6日（月）から同年8月17日（月）までの間に、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
令和 8. 3. 17	第688号	185	下から12

誤

(8)	被災した住宅の 応急修理費	世帯			世帯			
	大規模半壊・半壊以上	世帯			世帯			
	準半壊	世帯			世帯			

正

(8)	被災した住宅の 応急修理費	世帯			世帯			
	大規模半壊・半壊以上	世帯			世帯			
	準半壊	世帯			世帯			

発行年月日 県公報
番 号 ページ 行
令和 8. 3.17 第688号 186 2

誤

(8)	福祉サービスの提供費	人		人			
(9)	被災した住宅の 応急修理費 （住家の被害拡大を防止する ための緊急の修理）	世帯		世帯			
	自力又はボランティア による施工	世帯		世帯			
	建設団体企業等 による施工	世帯		世帯			
(10)	被災した住宅の 応急修理費 （日常生活に必要な最小 限度の部分の修理）	世帯		世帯			
	大規模半壊・半壊以上	世帯		世帯			
	準 半 壊	世帯		世帯			

正

(8)	福祉サービスの提供費	人		人			
(9)	被災した住宅の 応急修理費 （住家の被害拡大を防止する ための緊急の修理）	世帯		世帯			
	自力又はボランティア による施工	世帯		世帯			
	建設団体企業等 による施工	世帯		世帯			
(10)	被災した住宅の 応急修理費 （日常生活に必要な最小 限度の部分の修理）	世帯		世帯			
	大規模半壊・半壊以上	世帯		世帯			
	準 半 壊	世帯		世帯			